



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第565号 令和5年3月24日発行

目次

は県例規集登載

【監査委員告示】

番号	表	題	担当課名
1		個人情報保護に関する法律の施行に関する規程	

【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
4		個人情報保護に関する法律の施行に関する細則	
5		徳島県公安委員会公文書管理規則及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	

【警察本部告示】

番号	表	題	担当課名
1		個人情報保護に関する法律の施行に関する規程	
2		徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程	
3		口頭により開示を求めることができる保有個人情報に関する件	

【労働委員会告示】

番号	表	題	担当課名
2		個人情報保護に関する法律の施行に関する規程	

【海区漁業調整委員会告示】

番号	表	題	担当課名
2		個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程	

【内水面漁場管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
4		個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程	

【議会規程】

番号	表	題	担当課名
1		徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程	

【収用委員会規則】

番号	表	題	担当課名
1		個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則	

徳島県監査委員告示第一号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県監査委員

岡	鹿	大	同	同	同
崎	山	寺	西	西	梶
悦	公	健	沢	貴	原
夫	弘	司	朗	一	哉

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県監査委員告示第三号）は、廃止する。

徳島県公安委員会規則第4号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県公安委員会委員長 米澤和美

個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年徳島県条例第55号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、別記様式第1号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第3条第1項の登録簿は、別記様式第2号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項の開示請求書は、別記様式第3号によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報の全部を開示するときは保有個人情報開示決定通知書(別記様式第4号)に、保有個人情報の一部を開示するときは保有個人情報部分開示決定通知書(別記様式第5号)によるものとする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報非開示決定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第6条 法第83条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第7号)によるものとする。

2 法第84条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第8号)によるものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送書等)

第7条 法第85条第1項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第9号)によるものとする。

2 法第85条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第10号)によるものとする。

(保有個人情報の開示に関する意見照会書等)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書(別記様式第11号)により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、別記様式第12号によるものとする。

3 法第86条第3項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(別記様式第13号)によるものとする。

(保有個人情報の閲覧等)

第9条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報が記録された公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の規定により公安委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第14号）により行うものとする。

（口頭による開示手続）

第12条 公安委員会は、条例第5条第1項の規定により口頭による開示を求めることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示を求めることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第5条第1項の規定により口頭による開示を求めようとする者は、政令第22条第1項第1号に定める書類の提示又は提出その他公安委員会が適当と認める方法により、自己が当該求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならない。

3 条例第5条第3項の公安委員会が定める方法は、閲覧又は口頭による開示とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第13条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記様式第15号によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第14条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第16号）によるものとする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書（別記様式第17号）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等）

第15条 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第18号）によるものとする。

2 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第19号）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送書等）

第16条 法第96条第1項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求事

案移送書（別記様式第20号）によるものとする。

2 法第96条第1項に規定する書面は，保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第21号）によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第17条 法第97条に規定する書面は，保有個人情報訂正実施通知書（別記様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は，別記様式第23号によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第19条 法第101条第1項に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第24号）によるものとする。

2 法第101条第2項に規定する書面は，保有個人情報非利用停止決定通知書（別記様式第25号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第20条 法第102条第2項に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第26号）によるものとする。

2 法第103条に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第27号）によるものとする。

（手数料の納付の時期及び方法）

第21条 条例第8条第1項及び第2項の手数料は，法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約で定める納付期限までに，納入通知書，現金又は小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって別に定めるものをいう。）により，納付しなければならない。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか，法の施行に関し必要な事項は，徳島県警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，令和5年4月1日から施行する。

（徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則の廃止）

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）は，廃止する。

（経過措置）

3 この規則の様式に相当する旧規則に定める様式による用紙は，当分の間，所要の調整をして使用することができるものとする。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）		
個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	含まれる	含まれない
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第21条第 7 項に該当するファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当する	該当しない
行政機関等匿名加工情報の提案	（名称）	

<p>を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(所在地)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>(行政機関等匿名加工情報の本人の数)</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名称)</p> <p>(所在地)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	
<p>備考</p>	

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の区分	共通	県本部主管課・警察署共通	警察署共通 固有	
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録			
	保有			
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的				
	根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報の 記録項目	基本的事項	個人識別符号 住所・電話番号	氏名 性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)	生年月日・年齢 その他()
	家庭生活	家族状況 その他()	親族関係	婚姻歴
	社会生活	職業・職歴 その他()	学業・学歴	資格・免許 賞罰 成績・評価
	財産収入	資産状況 その他()	収入・所得	納税状況 公的扶助 取引状況
	要配慮個人情報	人種 犯罪により害を被った事実 医師等による指導・診療・調剤 少年の保護事件に関する手続	社会的身分 心身の機能の障害 刑事事件に関する手続	病歴 犯罪の経歴 健康診断等の結果
	その他	意見・要望 その他()	相談内容	趣味・嗜好
個人情報の収集先	本人		本人以外	
	本人以外 の区分	実施機関内部 他の実施機関 刊行物等	他の官公庁 私人・民間団体 その他()	
個人情報(個人関連情報を含む。)の利用又は提供先	実施機関内部 他の実施機関	他の官公庁	私人・民間団体 その他()	
個人情報を取扱う業務に従事する者	職員 指定管理者	業務委託を受けた者 約款による外部サービス提供者	再委託を受けた者 その他()	
個人情報が取扱われる場所	実施機関の庁舎内	県内	国内 外国	
個人情報の取得及び保有の状況	年間の取得件数() 保有期間()			
個人情報ファイル簿の有無	有	無		
備考				

注 この様式は、個人情報取扱事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務を除く。)について登録する場合に使用すること。

個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の区分	共通	県本部主管課・警察署共通	警察署共通 固有
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
個人情報取扱事務の目的			
	根拠法令等		
特定個人情報の対象者の範囲			
特定個人情報の記録項目	基本的事項	個人番号 個人番号対応符号 個人識別符号（個人番号を除く。） 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 国籍・本籍（都道府県名のみ） その他（ ）	
	家庭生活	家族状況 親族関係 婚姻歴 その他（ ）	
	社会生活	職業・職歴 学業・学歴 資格・免許 賞罰 成績・評価 その他（ ）	
	財産収入	資産状況 収入・所得 納税状況 公的扶助 取引状況 その他（ ）	
	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続	
	その他	意見・要望 相談内容 趣味・し好 その他（ ）	
特定個人情報の収集の状況	収集先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	収集方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報の提供又は移転の状況	提供又は移転先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	提供又は移転方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の委託又は指定管理者による管理の有無			有 無
備考			

注 この様式は、個人情報取扱事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に限る。）について登録する場合に使用すること。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所又は居所

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の名称等 (当該保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)				
2 開示の実施方法 (希望する開示の実施方法の番号を で囲んでください。)		(1) 窓口・事務所における開示 ア 開示の方法 (ア) 文書及び図画の場合 閲覧 写しの交付 (イ) 電磁的記録の場合 用紙に出力したものの閲覧 用紙に出力したものの交付 専用機器により再生したものの視聴 複写したものの交付 イ 開示の実施を希望する日 年 月 日 (2) 写し、用紙に出力したものの又は複写したものの送付		
3 開示請求者		本人	法定代理人	任意代理人
4 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等	ふりがな 氏名	(年 月 日生)	
		住所又は居所		
		電話番号		
		本人の状況	未成年	成年被後見人

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証，旅券等）を提示し、又は提出してください。
 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証，旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード その他()
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
任意代理人の資格確認	委任状 その他()
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 事務担当課等		電話番号

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に個人情報保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県公安委員会に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号
 年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり一部を除いて開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日, 祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数, 費用等		
6 開示をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
7 6の理由がなくなる期日		年 月 日
8 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報個人情報が個人情報の保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県公安委員会に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

4 7の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 2の理由がなくなる期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 （なお、年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行う予定です。）
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 開示請求者氏名等	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われま

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県公安委員会 

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県公安委員会 

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用理由	(適用区分) 第1号 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

氏 名

（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について，次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての意見	保有個人情報を開示されることについて反対しない。 保有個人情報を開示されることについて反対する。 (1) 開示されることにより支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日
号

様（殿）

徳島県公安委員会 印

あなた（貴社）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定をしたあなた（貴社）に関する情報の内容	
3 開示することとした理由	
4 開示決定をした日	年 月 日
5 開示を実施する日	年 月 日
6 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

注 開示を実施する日までに審査請求がない場合には、あなた（貴社）に関する情報の開示手続を行うこととさせていただきます。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所又は居所

（ふりがな）
氏 名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報（部分）開示決定通知書	年 月 日付け 第 号	
2 開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
3 求める開示の実施方法	閲覧	全部 一部（ ）
	複写したものの交付	全部 一部（ ）
	その他（ ）	全部 一部（ ）
4 写し等の送付の希望	有 無	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
2 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号		
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			
4 訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）		
5 訂正請求者	本人 法定代理人 任意代理人		
6 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等	ふりがな氏名	（年 月 日生）
		住所又は	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正をする内容及び理由	（内容） （理由）
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
2 訂正請求者氏名等	<small>ふりがな</small> 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われま

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日
号

様（殿）

徳島県公安委員会 

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等の保有個人情報を特定するための情報	（氏名，住所等）
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正をする内容及び理由	（内容） （理由）
5 事務担当課等	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
4 利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） 第1号該当 利用の停止 消去 第2号該当 提供の停止 （理由）
5 利用停止請求者	本人 法定代理人 任意代理人
6 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等 ふりがな氏名 (年 月 日生)

合	住所又は 居所	
	電話番号	
	本人の状 況	未成年 成年被後見人 任意代理 人委任者

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 4の欄中「第1号該当」とは法第98条第1項第1号に掲げる場合に該当することを、「第2号該当」とは法第98条第1項第2号に掲げる場合に該当することをいいます。
- 3 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード その他（ ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（ ）
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止をする内容 及び理由	（内容） （理由）
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県公安委員会 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

徳島県公安委員会規則第5号

徳島県公安委員会公文書管理規則及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県公安委員会公文書管理規則及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県公安委員会公文書管理規則の一部改正)

第1条 徳島県公安委員会公文書管理規則(平成13年徳島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条」に、「第29条」を「第91条」に、「第36条」を「第99条」に、「同条例第20条各項,第31条各項又は第38条」を「同法第82条各項,第93条各項又は第101条」に改める。

(徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部改正)

第2条 徳島県情報公開条例の施行に関する規則(平成14年徳島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条」を「第33条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。)の規定に基づき行われた保有個人情報の開示,訂正及び利用停止の請求に係る保有公文書の廃棄の特例については,なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定に基づき開示された保有個人情報について施行日以後に請求がされた訂正及び利用停止に係る保有公文書の廃棄の特例については,なお従前の例による。

徳島県警察本部告示第1号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県警察本部長 松林高樹

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年徳島県条例第55号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、別記様式第1号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第3条第1項の登録簿は、別記様式第2号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項の開示請求書は、別記様式第3号によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報の全部を開示するときは保有個人情報開示決定通知書(別記様式第4号)により、保有個人情報の一部を開示するときは保有個人情報部分開示決定通知書(別記様式第5号)によるものとする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報非開示決定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第6条 法第83条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第7号)によるものとする。

2 法第84条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第8号)によるものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送書等)

第7条 法第85条第1項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第9号)によるものとする。

2 法第85条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第10号)によるものとする。

(保有個人情報の開示に関する意見照会書等)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書(別記様式第11号)により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、別記様式第12号によるものとする。

3 法第86条第3項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(別記様式第13号)によるものとする。

(保有個人情報の閲覧等)

第9条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報が記録された公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 警察本部長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の規定により警察本部長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第14号）により行うものとする。

（口頭による開示手続）

第12条 警察本部長は、条例第5条第1項の規定により口頭による開示を求めることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示を求めることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第5条第1項の規定により口頭による開示を求めようとする者は、政令第22条第1項第1号に定める書類の提示又は提出その他警察本部長が適当と認める方法により、自己が当該求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならない。

3 条例第5条第3項の警察本部長が定める方法は、閲覧又は口頭による開示とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第13条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記様式第15号によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第14条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第16号）によるものとする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書（別記様式第17号）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等）

第15条 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第18号）によるものとする。

2 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第19号）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送書等）

第16条 法第96条第1項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求事

案移送書（別記様式第20号）によるものとする。

2 法第96条第1項に規定する書面は，保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第21号）によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第17条 法第97条に規定する書面は，保有個人情報訂正実施通知書（別記様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は，別記様式第23号によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第19条 法第101条第1項に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第24号）によるものとする。

2 法第101条第2項に規定する書面は，保有個人情報非利用停止決定通知書（別記様式第25号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第20条 法第102条第2項に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第26号）によるものとする。

2 法第103条に規定する書面は，保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第27号）によるものとする。

（手数料の納付の時期及び方法）

第21条 条例第8条第1項及び第2項の手数料は，法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約で定める納付期限までに，納入通知書，現金又は小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって別に定めるものをいう。）により，納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は，令和5年4月1日から施行する。

（徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程の廃止）

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成18年徳島県警察本部告示第1号。以下「旧告示」という。）は，廃止する。

（経過措置）

3 この告示の様式に相当する旧告示に定める様式による用紙は，当分の間，所要の調整をして使用することができるものとする。

別記様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあっては直近の修正年月日）		
個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	含まれる	含まれない
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当する	該当しない
行政機関等匿名加工情報の提案	（名称）	

<p>を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(所在地)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>(行政機関等匿名加工情報の本人の数)</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名称)</p> <p>(所在地)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	
<p>備考</p>	

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の区分	共通	県本部主管課・警察署共通	警察署共通 固有	
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録			
	保有			
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的				
	根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報 の記録 項目	基本的事項	個人識別符号 住所・電話番号	氏名 性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)	生年月日・年齢 その他()
	家庭生活	家族状況 その他()	親族関係	婚姻歴
	社会生活	職業・職歴 その他()	学業・学歴	資格・免許 賞罰 成績・評価
	財産収入	資産状況 その他()	収入・所得	納税状況 公的扶助 取引状況
	要配慮個人 情報	人種 犯罪により害を被った事実 医師等による指導・診療・調剤 少年の保護事件に関する手続	社会的身分 心身の機能の障害 刑事事件に関する手続	病歴 犯罪の経歴 健康診断等の結果
	その他	意見・要望 その他()	相談内容	趣味・嗜好
個人情報 の収集先	本人		本人以外	
	本人以外 の区分	実施機関内部 他の実施機関 刊行物等	他の官公庁 私人・民間団体 その他()	
個人情報(個人関連情報を含む。)の利用又は提供先	実施機関内部 他の実施機関	他の官公庁	私人・民間団体 その他()	
個人情報を取扱う業務に従事する者	職員 指定管理者	業務委託を受けた者 約款による外部サービス提供者	再委託を受けた者 その他()	
個人情報が取扱われる場所	実施機関の庁舎内	県内	国内 外国	
個人情報の取得及び保有の状況	年間の取得件数() 保有期間()			
個人情報ファイル簿の有無	有	無		
備考				

注 この様式は、個人情報取扱事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務を除く。)について登録する場合に使用すること。

個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の区分	共通	県本部主管課・警察署共通	警察署共通 固有
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
個人情報取扱事務の目的			
	根拠法令等		
特定個人情報の対象者の範囲			
特定個人情報の記録項目	基本的事項	個人番号 個人番号対応符号 個人識別符号（個人番号を除く。） 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 国籍・本籍（都道府県名のみ） その他（ ）	
	家庭生活	家族状況 親族関係 婚姻歴 その他（ ）	
	社会生活	職業・職歴 学業・学歴 資格・免許 賞罰 成績・評価 その他（ ）	
	財産収入	資産状況 収入・所得 納税状況 公的扶助 取引状況 その他（ ）	
	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続	
	その他	意見・要望 相談内容 趣味・し好 その他（ ）	
特定個人情報の収集の状況	収集先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	収集方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報の提供又は移転の状況	提供又は移転先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	提供又は移転方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の委託又は指定管理者による管理の有無			有 無
備考			

注 この様式は、個人情報取扱事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に限る。）について登録する場合に使用すること。

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住所又は居所

（ふりがな）
氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の名称等 〔当該保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。〕				
2 開示の実施方法 〔希望する開示の実施方法の番号を で囲んでください。〕		(1) 窓口・事務所における開示 ア 開示の方法 (ア) 文書及び図画の場合 閲覧 写しの交付 (イ) 電磁的記録の場合 用紙に出力したものの閲覧 用紙に出力したものの交付 専用機器により再生したものの視聴 複写したものの交付 イ 開示の実施を希望する日 年 月 日 (2) 写し、用紙に出力したものの又は複写したものの送付		
3 開示請求者		本人	法定代理人	任意代理人
4 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等	ふりがな 氏名	(年 月 日生)	
		住所又は居所		
		電話番号		
		本人の状況	未成年	成年被後見人

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証，旅券等）を提示し、又は提出してください。
 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証，旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード その他()
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
任意代理人の資格確認	委任状 その他()
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法	窓口・事務所における開示 写し等の送付	
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間 年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)	
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 事務担当課等	電話番号	

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に個人情報保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県警察本部長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号
日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり一部を除いて開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日, 祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数, 費用等		
6 開示をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
7 6の理由がなくなる期日		年 月 日
8 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報個人情報が個人情報の保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県警察本部長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

4 7の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 2の理由がなくなる期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 (なお、年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行う予定です。)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様(殿)

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1	開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2	開示請求者氏名等	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3	添付資料等	
4	備考	

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われま

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県警察本部長 

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

その2

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及び適用理由	（適用区分） 第1号 第2号 （適用理由）
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての意見	保有個人情報を開示されることについて反対しない。 保有個人情報を開示されることについて反対する。 (1) 開示されることにより支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日
号

様（殿）

徳島県警察本部長 印

あなた（貴社）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定をしたあなた（貴社）に関する情報の内容	
3 開示することとした理由	
4 開示決定をした日	年 月 日
5 開示を実施する日	年 月 日
6 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

注 開示を実施する日までに審査請求がない場合には、あなた（貴社）に関する情報の開示手続を行うこととさせていただきます。

別記様式第14号（第11条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住所又は居所

（ふりがな）
氏 名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報（部分）開示決定通知書	年 月 日付け 第 号	
2 開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
3 求める開示の実施方法	閲覧	全部 一部（ ）
	複写したものの交付	全部 一部（ ）
	その他（ ）	全部 一部（ ）
4 写し等の送付の希望	有 無	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
2 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号		
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			
4 訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）		
5 訂正請求者	本人 法定代理人 任意代理人		
6 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等	ふりがな氏名	（年 月 日生）
		住所又は	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正をする内容及び理由	（内容） （理由）
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
2 訂正請求者氏名等	<small>ふりがな</small> 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われま

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日
号

様（殿）

徳島県警察本部長 

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等の保有個人情報を特定するための情報	（氏名，住所等）
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正をする内容及び理由	（内容） （理由）
5 事務担当課等	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
4 利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） 第1号該当 利用の停止 消去 第2号該当 提供の停止 （理由）
5 利用停止請求者	本人 法定代理人 任意代理人
6 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等 ふりがな氏名 (年 月 日生)

合	住所又は 居所	
	電話番号	
	本人の状 況	未成年 人委任者 成年被後見人 任意代理

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 4の欄中「第1号該当」とは法第98条第1項第1号に掲げる場合に該当することを、「第2号該当」とは法第98条第1項第2号に掲げる場合に該当することをいいます。
- 3 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード その他（ ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（ ）
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止をする内容 及び理由	（内容） （理由）
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

徳島県警察本部告示第2号

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県情報公開条例の施行に関する規程（平成18年徳島県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条」を「第33条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

徳島県警察本部告示第3号

個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第5条第1項の規定に基づき、口頭により開示を求めることができる保有個人情報を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

口頭により開示を求めることができる保有個人情報の項目		試験等の名称	試験等に係る保有個人情報の内容	口頭により開示を求めることができる期間	口頭により開示を求めることができる場所
試験等の名称	試験等に係る保有個人情報の内容				
警察本部長が実施する警察職員採用者を決定するための考査	総合得点，試験種目別得点及び総合順位			考査の結果を通知する文書の発出日の翌日から1月間	情報発信課情報公開室
警備員指導教育責任者講習の修了考査	筆記試験の得点			合格発表の日から1月間	情報発信課情報公開室
警備員等の検定	学科試験及び実技試験の得点			合格発表の日から1月間	検定を受けた場所（合格発表の日に限る。）又は情報発信課情報公開室
警備員等の検定合格者審査	学科試験及び実技試験の得点			合格発表の日から1月間	審査を受けた場所（合格発表の日に限る。）又は情報発信課情報公開室
猟銃等講習会の考査	筆記試験の得点			合格発表の日から1月間	考査を受けた場所（合格発表の日に限る。）又は情報発信課情報公開室
年少射撃資格講習会の考査	筆記試験の得点			合格発表の日から1月間	考査を受けた場所（合格発表の日に限る。）又は情報発信課情報公開室
駐車監視員資格者講習の	修了考査の得点			合格発表の日から1	考査を受けた場所

修了考査		月間	(合格発表の日に限る。)又は情報発信課情報公開室
駐車監視員資格者認定考査	筆記考査の得点	合格発表の日から1月間	考査を受けた場所(合格発表の日に限る。)又は情報発信課情報公開室
運転免許試験	学科試験の得点(不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日	運転免許試験を受けた場所(徳島県運転免許センター,阿南運転免許センター,阿波運転免許センター又は警察署)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は,令和5年4月1日から施行する。
(口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件の廃止)
- 2 平成31年徳島県警察本部告示第2号(口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件)は,廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施された試験等に係る保有個人情報について施行日以後に行われた口頭による開示の求めについては,この告示による口頭による開示の求めとみなす。

徳島県労働委員会告示第二号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県労働委員会会長

豊

永

寛

二

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県地方労働委員会告示第二号）は、廃止する。

徳島海区漁業調整委員会告示第二号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡本 彰

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県海区漁業調整委員会告示第一号）は、廃止する。

徳島内水面漁場管理委員会委員会告示第四号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島内水面漁場管理委員会 会長 野口 修司

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県内水面漁場管理委員会告示第一号）は、廃止する。

徳島県議会規程第一号

徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県議会議長 南 恒 生

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規

定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

九 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する基礎年金番号

十 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号

十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード

十三 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」

という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿)

第五条 条例第四条第一項の登録簿は、様式第一号によるものとする。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの等)

第六条 条例第十二条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十二条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、当該事態に関する次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

(電磁的方法)

第七条 条例第十六条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用す

る通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第八条 条例第十七条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第九条 議長は、個人情報ファイル（条例第十八条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（様式第二号）を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、徳島県議会（以下「議会」という。）が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十八条第二項第一号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを徳島県議会事務局（以下「事務局」という。）に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第十八条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十八条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。

8 条例第十八条第二項第一号卜の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 県の機関（議会を除く。）の職員又は当該職員であつた者

ロ 条例第十八条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十八条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第十八条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第六項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十八条第一項の規定による公表に係る条例第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第十条 条例第二十条第一項の開示請求書は、様式第三号によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十一条 条例第二十条第二項、第三十三条第二項又は第四十条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（次項において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この項及び次項において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により代理人が

開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第十二条 条例第二十五条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所（事務局及び開示を実施する窓口をいう。以下同じ。）における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第二十九条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報開示決定通知書等）

第十三条 条例第二十五条第一項に規定する書面は、保有個人情報の全部を開示するときは保有個人情報開示決定通知書（様式第四号）に、保有個人情報の一部を開示するときは保有個人情報部分開示決定通知書（様式第五号）によるものとする。

2 条例第二十五条第二項に規定する書面は、保有個人情報非開示決定通知書（様式第六号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定等期限延長通知書）

第十四条 条例第二十六条第二項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第七号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書）

第十五条 条例第二十七条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第八号）によるものとする。

（保有個人情報の開示に関する意見照会書等）

第十六条 条例第二十八条第一項及び第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（様式第九号）により行うものとする。

2 条例第二十八条第一項及び第二項の意見書は、様式第十号によるものとする。

3 議長は、条例第二十八条第一項及び第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第二十八条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第二十八条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十八条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

6 条例第二十八条第三項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（様式第十一号）によるものとする。

（保有個人情報の閲覧等）

第十七条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報記録された公文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 議長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報記録された公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求一件につき一部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第十八条 条例第二十九条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第十九条 条例第二十九条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 開示請求書に記載された開示の実施の方法及び開示の実施を希望する日より保有個人情報の開示を実施することができると旨の条例第二十五条第一項の規定による通知があった場合において、当該方法及び当該日を変更しないときは、条例第二十九条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの送付の求め)

第二十条 議長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、納入通知書、現金又は小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて別に定めるものをいう。)により納付しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第二十一条 条例第三十三条第一項の訂正請求書は、様式第十二号によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第二十二条 条例第三十五条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第十三号)によるものとする。

2 条例第三十五条第二項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第十四号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第二十三条 条例第三十六条第二項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第十五号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十四条 条例第三十七条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第十六号)によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第二十五条 条例第三十八条に規定する書面は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第十七号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第二十六条 条例第四十条第一項の利用停止請求書は、様式第十八号によるものとする。(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第二十七条 条例第四十二条第一項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第十九号)によるものとする。

2 条例第四十二条第二項に規定する書面は、保有個人情報非利用停止決定通知書(様式第二十号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書)

第二十八条 条例第四十三条第二項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第二十一号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十九条 条例第四十四条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第二十二号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第三十条 条例第四十六条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第二十三号)により行うものとする。

(審査会への諮問の際に添付すべき書類その他の物件)

第三十一条 条例第四十六条第三項の議長が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法(以下「読替え後の行政不服審査法」という。)第三十条第一項に規定する反論書

二 読替え後の行政不服審査法第三十条第二項に規定する意見書

三 読替え後の行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述、読替え後の行政不服審査法第三十四条の陳述若しくは鑑定、読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項の検証、読替え後の行政不服審査法第三十六条の規定による質問又は読替え後の行政不服審査法第三十七条第一項若しくは第二項に規定する意見の聴取の記録

四 行政不服審査法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

五 読替え後の行政不服審査法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

六 その他審査会が必要と認める資料

(施行の状況の公表)

第三十二条 条例第五十二条の規定による施行の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(雑則)

第三十三条 条例の施行に関し、この規程に定めがない事項については、知事が取り扱う個人情報の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 徳島県個人情報保護条例施行規程(平成十八年徳島県議会規程第一号)は、廃止する。(経過措置)

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第九条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号（第5条関係）
その1

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
		根拠法令等	
個人情報の対象者の範囲			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍(都道府県名のみ) <input type="checkbox"/> その他()	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> その他()	
	財産収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他()	
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他()	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外	
		本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 県の機関(議会を除く。) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他()
個人情報(個人関連情報を含む。)の利用又は提供先		<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 県の機関(議会を除く。) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他()	
個人情報を取扱う業務に従事する者		<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 業務委託を受けた者 <input type="checkbox"/> 再委託を受けた者 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> 約款による外部サービス提供者 <input type="checkbox"/> その他()	
個人情報が取扱われる場所		<input type="checkbox"/> 実施機関の庁舎内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 外国	
個人情報の取得及び保有の状況		年間の取得件数() 保有期間()	
個人情報ファイル簿の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考			

注 この様式は、個人情報取扱事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務を除く。)について登録する場合に使用すること。

様式第 2 号（第 9 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）		
個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる	<input type="checkbox"/> 含まれない
記録情報の経常的提供先		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 6 項第 1 号 （電算処理ファイル） ----- 規程第 9 条第 9 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 6 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備考		

様式第4号（第13条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		<input type="checkbox"/> 窓口・事務局における開示 <input type="checkbox"/> 写し等の送付
4 窓口・事務局における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 事務担当課等		電話番号

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県議会議長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

様式第5号（第13条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により次のとおり一部を除いて開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		<input type="checkbox"/> 窓口・事務局における開示 <input type="checkbox"/> 写し等の送付
4 窓口・事務局における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数，費用等		
6 開示をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
7 6の理由がなくなる期日		年 月 日
8 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県議会議長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

4 7の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

様式第6号（第13条関係）

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 2の理由がなくなる期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

様式第7号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

様式第8号（第15条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 条例第27条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 （なお、年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行う予定です。）
4 事務担当課等	電話番号

様式第9号（第16条関係）

その1

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県議会議長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

様式第10号（第16条関係）

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

徳島県議会議長 殿

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて反対しない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて反対する。 (1) 開示されることにより支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

様式第 11 号（第 16 条関係）

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県議会議長



あなた（貴社）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 28 条第 3 項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定をしたあなた（貴社）に関する情報の内容	
3 開示することとした理由	
4 開示決定をした日	年 月 日
5 開示を実施する日	年 月 日
6 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に徳島県を被告（徳島県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

注 開示を実施する日までに審査請求がない場合には、あなた（貴社）に関する情報の開示手続を行うこととさせていただきます。

様式第12号（第21条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

徳島県議会議長 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日			
2 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号			
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等				
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)			
5 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人			
6 代理人が請求する場合	本人の氏名、住所等			
	<table border="1"><tr><td>ふりがな 氏名</td><td>(年 月 日生)</td></tr><tr><td>住所又は</td><td></td></tr></table>	ふりがな 氏名	(年 月 日生)	住所又は
ふりがな 氏名	(年 月 日生)			
住所又は				

	居所	
	電話番号	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 該当する項目の□にレ印を記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）及び訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）並びに訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

※次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様式第13号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正をする内容及び理由	(内容) (理由)
4 事務担当課等	電話番号

様式第14号（第22条関係）

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

様式第15号（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

様式第16号（第24条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 条例第37条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

様式第17号（第25条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



に提供している次の保有個人情報については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施したので、同条例第38条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等の保有個人情報を特定するための情報	(氏名, 住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正をする内容及び理由	(内容) (理由)
5 事務担当課等	電話番号

様式第18号（第26条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

徳島県議会議長 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
4 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
5 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
6 代理人が請求する場	本人の氏名, 住所等
	<small>ふりがな</small> 氏名 (年 月 日生)

合	住所又は 居所	
	電話番号	
	本人の状 況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理 人委任者

- 注 1 該当する項目の□にレ印を記入してください。
- 2 4の欄中「第1号該当」とは条例第39条第1項第1号に掲げる場合に該当することを、「第2号該当」とは条例第39条第1項第2号に掲げる場合に該当することをいいます。
- 3 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

※次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様式第19号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止をする内容 及び理由	(内容) (理由)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

様式第 2 1 号 (第 2 8 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県議会議長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 4 3 条第 2 項の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

様式第 2 2 号 (第 2 9 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

徳島県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 4 4 条の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 条例第 4 4 条の規定 (利用停止決定等の期 限の特例) を適用する 理由	
3 利用停止決定等をす る期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

様式第23号（第30条関係）

諮問をした旨の通知書

第 年 月 日
第 号

様（殿）

徳島県議会議長



年 月 日付けの徳島県議会議長に対する審査請求について、次のとおり徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る決定又は請求に係る不作為	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日・ 第 号
5 事務担当課等	電話番号

参考様式（第19条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

徳島県議会議長 殿

住所又は居所

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報（部分）開示決定通知書	年 月 日付け	第 号
2 開示の実施を希望する日	年 月 日	午前・午後
3 求める開示の実施方法	閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
4 写し等の送付の希望	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

徳島県収用委員会規則第一号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるもののほか、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成十四年徳島県収用委員会規則第一号）は、廃止する。